

## 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会規約

平成22年2月26日

一部改正 平成22年9月7日

一部改正 平成23年4月1日

(名称)

第1条 この協議会は、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、洞爺湖周辺地域エコミュージアム宣言（平成14年10月26日）の理念を継承し、世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った洞爺湖有珠山ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）づくりを推進し、継続的に運営していくことにより、地域振興に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議・推進する。

- (1) ジオパークの運営、維持、発展に必要な事項
- (2) ジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町（以下「構成市町」という。）の首長、教育長及び第13条に定める委員会の長並びに協議して定めたアドバイザーによって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 副会長 2人
- 監 事 2人

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、総会において互選により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は協議会の会計及び会務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(学識顧問)

第9条 協議会の運営及び科学的研活動等に関し助言を受けるため、学識顧問（以下「顧問」という。）を置く。

2 顧問は、会長が委嘱し、次の総会に報告するものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第10条 協議会の会議は、定例総会、臨時総会、幹事会及び委員会とする。

2 定例総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、必要に応じ開催する。

4 幹事会、委員会は、必要に応じ開催する。

5 会議は、別に定めるもののほか会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は次の事項を審議し、議決する。

(1) 重要な規約の制定又は変更に関すること

(2) 事業計画及び収支予算に関すること

(3) 事業報告及び収支決算に関すること

(4) その他幹事会、委員会において必要と認めた事項

(幹事会)

第12条 協議会の運営について具体的な検討、計画を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長において必要と認めた事項

3 幹事会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。

(委員会)

第13条 協議会の具体的な運営、事業を推進するため、協議会に委員会を置く。

2 委員会は、別表のとおりとする。

3 委員会に関する事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。

4 会長は、委員会から事業内容の報告を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じ合同で開催することができる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、構成市町の負担、寄附金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、会長が所属する構成市町に事務局を置く。

(会計の期間)

第16条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は平成22年2月26日から施行する。

(役員及び任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、第6条及び第8条の規定に関わらず、最初の役員は、洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会（以下「エコ協議会」という。）の役員及び副会長に観光委員長をあてることとし、その任期は、平成23年3月31日までとする。

(会計の期間の特例)

3 この規約の施行の日以後、最初の会計期間については、第16条の規定に関わらず、本規約の施行日に始まり、平成22年3月31日に終わる。

(その他)

4 エコ協議会規約は、廃止する。

附則

(施行期日)

この規約は平成22年9月7日から施行する。

附則

(事務局)

1 第15条の規定にかかわらず、平成24年3月31日まで、事務局は壮瞥町に置く。

(施行期日)

2 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

| 名称        | 構成メンバー        |
|-----------|---------------|
| 教育・普及委員会  | 学識者、専門家等      |
| 観光委員会     | 観光協会、事業者等     |
| 住民委員会     | 住民団体、一般住民等    |
| ガイド委員会    | ガイド団体等        |
| 行政委員会     | 観光、教育等行政機関担当等 |
| その他必要な委員会 |               |